

畑作の経営安定政策等の確立に関する要望意見書

国は、昨年10月、「経営所得安定対策等大綱」を打ち出し、「戦後農政」を大転換することを決めたところです。同対策は、農業者の減少やWTO（世界貿易機関）など国際規律の強化等を踏まえ、従来、全ての農家を対象にしてきた品目別の価格対策から対象を担い手に限定し、平成19年度から「品目横断的経営安定対策」として、畑作4品目（小麦・てん菜・大豆・でん粉原料用馬鈴しょ）を対象に諸外国との生産条件格差を是正し、また米も含めて「収入変動影響緩和対策」を導入するものです。

しかし、今後の日本の農業を背負う「意欲と能力のある担い手」の経営安定を図るとしているものの、現状では、担い手である生産者の所得をいかに確保していくかなどの視点が欠落しており、生産者の収入が大幅に減少することが危惧されています。

このため、主要食料の安定供給と自給率向上に向けて、再生産可能な収入・所得が確保される「支援水準」を設定するとともに、農地の有効利用が図られる「新たな政策支援」等が強く求められます。

よって、食料・農業・農村を担う生産者の経営が将来にわたって維持できるよう、現場の実態に即した「経営安定政策」等の確立のため、次の事項について強く要望します。

記

1. 安全で良質な国内食料の安定供給と食料自給率向上が図られるよう、「経営所得安定対策」「環境等直接支払政策」など、万全な「国内政策」を措置するとともに、地域が維持できる「農村政策」を確立すること。また、将来にわたり安定的な「財源」を確保し、必要な「予算」を措置すること。
2. 品目横断的経営安定対策における支援額は、多くの生産者において「再生産が可能となる水準」で設定し、最低限、「現行所得」が確保されるよう措置すること。
3. 品目横断的経営安定対策、収入変動影響緩和対策の具体化にあたり、地域の基幹産業である農業を守り、生産者の経営が維持される「仕組み」を確立すること。国際規律の変更や国際相場の変動、国内農業生産等に大きな変化が生じた場合、「品目横断的経営安定対策」等の政策・制度を直ちに見直すこと。
4. 品目横断的経営安定対策における「過去の生産実績の算定」においては、地域の実情、生産現場の実態等を十分考慮すること。
5. 「食料自給率の向上」「農地の流動化と有効利用」の観点から、規模拡大や米の転作拡大等に伴い、「基準期間（平成16年～18年）に生産実績がない農地」へ新たに対象作物を作付けした場合、「過去の生産実績に基づく支払い」と同水準の支援がなされるよう「別途予算措置」を講ずること。
6. てん菜の「過去の生産実績に基づく支払い」の算定において、生産者がトン1,000円を抛出した平成16年産はもとより、基準期間における「全生産量」を支援対象数量とすること。
7. 「各年の生産量・品質に基づく支払い」「取引価格」に係る品質格差は、努力した生産者が報われる水準とすること。また、「過去の生産実績に基づく支払い」に係る生

産実績は、糖分等の「品質」を加味すること。

8. 「農地・水・環境保全向上対策」において、地方公共団体が支出した助成額は、その全額を「地方交付金」で措置すること。
9. 「平成18年産馬鈴しょでん粉買入基準価格」については、平成19年度からの制度移行を踏まえ、生産者の所得と再生産を図る観点から、現行価格を基本に決定すること。
10. 畑作4品の「関連対策」は、生産者の所得確保の観点から、価格引き下げの補填等を目的に措置された経過にあり、継続して措置すること。
11. 国の方針に基づき、担い手に施策を集中する「品目横断的経営安定対策」に移行するのに伴い、「生前一括贈与猶予制度」における利子税を免除するなど、早急に「税制改正」を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 6 月28日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎